

全文差替え

1.5 卒業見込

<4月入学生>

「卒業見込」とは、4回生以上在学で、「前のセメスター終了までの修得済単位数」と「今年度の受講登録単位数（修得予定の単位数）」の合計が、各科目分野の所定の単位数を満たし、かつ「卒業に必要な単位数」(124単位)を満たしている状態を指します。この条件を満たしている学生には「個人別時間割表」等を通じて、「卒業見込・卒業予定日」をお知らせしますので、各自で確認してください。なお、卒業の時期に関らず、上記に該当する場合のセメスターの受講登録期間終了時点で「卒業見込」の状態である時のみ、「卒業見込証明書」を発行することができます。

一部修正：発表時期の変更

5. 試験について

定期試験及びレポート試験は、下記のスケジュールで実施されます。定期試験及びレポート試験の詳細は下記を参照してください。

6月中旬（前期）／12月初旬（後期）	試験時間割／レポート論題発表
7月初旬（前期）／1月初旬（後期）	持込許可物件発表
7月下旬（前期）／1月下旬（後期）	レポート提出締切
7月下旬～8月初旬（前期）／1月下旬～2月初旬（後期）	定期試験

一部修正：注意事項の追加

5.1 定期試験について <規程：定期試験規程、学生懲戒規程>

（1）定期試験受験時注意事項

- ① 受験に際しては、学生証が必要です。学生証を忘れた場合は、事前に所属学部事務室に届け出て指示を受けてください。
- ② 試験会場において、携帯電話・スマートフォン・スマートウォッチ等を時計代わりに使用することは認めておらず、必ず電源を切る必要があります。これに反した場合は不正行為に準じて取り扱うことがあります。
- ③ 開始時刻から20分を超えて遅刻した場合は、受験資格を失います。
- ④ 開始後30分以上経過し監督者が認めた場合、途中で退出することができます。ただし、30分以上経過しても途中退出できない科目もありますので、定期試験時間割で確認してください。

（2）持ち込み許可物件について

持ち込み許可物件が「自由」となっている科目でも、携帯電話・スマートフォン・スマートウォッチ・パソコン・電子辞書・その他情報通信機器は使用できません。また、持ち込み許可物件「辞書」の科目でも、電子辞書は使用できません。これらの機器を利用した場合は、不正行為となります。

持ち込み許可物件が「許可六法」の科目の場合、次の①～⑤の点に注意してください。

- ①定期試験において持ち込みが許可されている六法は指定されています。詳細はCAMPUS WEBで確認してください。
- ②持ち込み許可された六法であっても、字句の書き込みがあるものは持ち込みできません。ただし、ライン、マーク、○印、
- レ印の場合は当該六法の使用を許可します。
- ③別冊付録（補遺・追補・追録等）の持ち込みは許可しません。
- ④付箋（ポストイットなど）や資料挟み込みは禁止します。ただし許可六法に付属しているインデックスシールは可とします。
- ⑤許可六法の複数冊の持ち込みは許可しません。

一部追加：不受験理由の追加

5.4 追試験について <規程：定期試験規程第5条、手数料規程別表3>

下記の表に定めるやむを得ない理由で定期試験を受験できなかった場合には、1セメスターにつき5科目まで追試験の

受験を認めることができます。原則として、所属学部事務室に当該科目の定期試験実施日より前に申請してください。ただし、やむを得ない事情により事後となる場合は、当該科目の試験日を含めて3日以内に所属学部事務室に申請し、許可を得てください（申請受付は所属学部事務室の開室H・時間に従います）。具体的な申請受付・追試験H程等は、セメスター毎にCAMPUS WEBで発表されます。なお追試験が認められた場合は、1科目につき1,000円の追試験手数料が必要となります。

不受験理由	必要な証明および届出の内容
本人の病気	医師の診断書(試験日を含むもの)
忌引き(配偶者および2親等内の親族)	死亡に関する公的証明書 (死亡日から起算して配偶者および1親等は日祝日を含め7日以内、2親等は日祝日を含め5日以内を適用期間とする)
結婚式への参列(2親等内の親族、本人の式は含まれない)	結婚式の案内状
災害	被災証明書
就職試験	就職試験に関する公的証明書
大学院受験	受験票
教育実習、介護等体験、博物館実習	追試験受験願に実習内容、実習期間および実習先を記入する
単位互換科目の授業・試験	単位互換科目受講・受験証明書
時刻表にもとづき運行される公共交通機関の延着	20分を超える延着時間が記載された交通機関の延着証明
課外活動	届出に対し学生生活会議の議を経て、教授会で判断する
裁判員制度	呼出状
その他やむをえない事由	届出に対し教授会で判断する

一部修正：郵送時期の変更

6.5 成績発表

成績発表は成績通知表の交付により行います。成績通知表の交付は各セメスター末に行いますので必ず受領し、単位の修得状況を確認の上、次のセメスターの履修計画を立ててください。

また、所属している学部、回生、専攻・コース等によって、成績発表と併せて履修ガイダンスを行う場合がありますので、該当するガイダンスには必ず出席してください。

なお、成績通知表は、毎年3月末頃・9月末頃に保証人（父母）宛に郵送します。

全文差替え

7. 暴風警報または気象等に関する特別警報が発令された場合もしくは気象等により交通機関が不通となった場合の授業の取扱いについて

暴風警報または気象等に関する特別警報が発令された場合もしくは気象等により交通機関が不通となった場合の授業の取り扱いは、下表の通りとします。

なお、定期試験および消試験において暴風警報または気象等に関する特別警報が発令された場合の取り扱いは、下表と同様とします。また、「立命館大学授業に関する規程」の定めにない取り扱いを行う場合は、学長が決定します。

『衣笠キャンパスおよび朱雀キャンパスの場合』

休講とする場合	<ol style="list-style-type: none">暴風警報または気象等に関する特別警報が京都市または京都・亀岡区域に発令された場合。なお、15時の時点で暴風警報または気象等に関する特別警報が発令中の場合は、全時限休講とする。交通機関の運行状況が、次のいずれかに該当する場合。<ol style="list-style-type: none">京都市営バスが全面的に不通の場合。なお、15時の時点で運行を再開していない場合は全時限休講とする。京都市営バスが運行中であっても、京都市内乗入れのJR西日本(大阪—草津間)、阪急(梅田—河原町間)、京阪、近鉄の4交通機関のうち、3交通機関以上が不通の場合。なお、15時の時点で4交通機関のうち2交通機関以上が運行を再開していない場合は全時限休講とする。前2項につき授業等が開始されている場合は、直近の時限から休講する。										
授業等の開始	<ol style="list-style-type: none">次に定める場合は、下表の基準により授業等を開始する。<ol style="list-style-type: none">暴風警報または気象等に関する特別警報が解除された場合京都市内乗入れのJR西日本(大阪—草津間)、阪急(梅田—河原町間)、京阪、近鉄の4交通機関のうち2交通機関以上が運行中または運行を再開し、京都市営バスが運行中または運行を再開した場合<table border="1"><thead><tr><th>時刻</th><th>時限</th></tr></thead><tbody><tr><td>6:30まで</td><td>第1時限</td></tr><tr><td>10:00まで</td><td>第3時限</td></tr><tr><td>12:00まで</td><td>第4時限</td></tr><tr><td>15:00まで</td><td>第6時限</td></tr></tbody></table>連続時限で実施している授業については、途中時限からの授業開始は行わない。	時刻	時限	6:30まで	第1時限	10:00まで	第3時限	12:00まで	第4時限	15:00まで	第6時限
時刻	時限										
6:30まで	第1時限										
10:00まで	第3時限										
12:00まで	第4時限										
15:00まで	第6時限										

『びわこ・くさつキャンパスの場合』

休講とする場合	<p>1 暴風警報または気象等に関する特別警報が草津市または近江南部区域に発令された場合。なお、15時の時点で暴風警報または気象等に関する特別警報が発令中の場合は、全时限休講とする。</p> <p>2 JR西日本(京都一米原間)が不通の場合。なお、15時の時点で運行を再開していない場合は全时限休講とする。</p> <p>3 前2項につき授業等が開始されている場合は、直近の時間から休講する。</p>																		
授業等の開始	<p>1 次に定める場合は、下表の基準により授業等を開始する。</p> <p>(1)暴風警報または気象等に関する特別警報が解除された場合</p> <p>(2)休講とする場合第2項の交通機関が運行を再開した場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>時刻</th> <th>時限</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経済学部、スポーツ健康科学 部、経済学研究科、言語教育情 報研究科、スポーツ健康科学研 究科</td> <td>理工学部、情報理工学部、薬学 部、生命科学部、理学研究科、 情報理工学研究科、生命科学研 究科、薬学研究科</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6:30まで</td> <td>第1時限</td> <td>第1時限</td> </tr> <tr> <td>10:00まで</td> <td>第3時限</td> <td>第5時限</td> </tr> <tr> <td>12:00まで</td> <td>第4時限</td> <td>第7時限</td> </tr> <tr> <td>15:00まで</td> <td>第6時限</td> <td>第11時限</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 連続時限で実施している授業については、途中時限からの授業開始は行わない。</p>	時刻	時限		経済学部、スポーツ健康科学 部、経済学研究科、言語教育情 報研究科、スポーツ健康科学研 究科	理工学部、情報理工学部、薬学 部、生命科学部、理学研究科、 情報理工学研究科、生命科学研 究科、薬学研究科		6:30まで	第1時限	第1時限	10:00まで	第3時限	第5時限	12:00まで	第4時限	第7時限	15:00まで	第6時限	第11時限
時刻	時限																		
経済学部、スポーツ健康科学 部、経済学研究科、言語教育情 報研究科、スポーツ健康科学研 究科	理工学部、情報理工学部、薬学 部、生命科学部、理学研究科、 情報理工学研究科、生命科学研 究科、薬学研究科																		
6:30まで	第1時限	第1時限																	
10:00まで	第3時限	第5時限																	
12:00まで	第4時限	第7時限																	
15:00まで	第6時限	第11時限																	

『大阪いばらきキャンパスの場合』

休講とする場合	1 暴風警報または気象等に関する特別警報が茨木市または北大阪区域に発令された場合。なお、15時の時点で暴風警報または気象等に関する特別警報が発令中の場合は、全時限休講とする。 2 JR 西日本(大阪—草津間)および阪急(梅田—河原町間)の2交通機関の両者が不通の場合。 3 前2項につき授業等が開始されている場合は、直近の時限から休講する。										
授業等の開始	1 次に定める場合は、下表の基準により授業等を開始する。 (1)暴風警報または気象等に関する特別警報が解除された場合 (2)休講とする場合第2項の交通機関のいづれかが運行を再開した場合 <table border="1"><thead><tr><th>時刻</th><th>時限</th></tr></thead><tbody><tr><td>6:30まで</td><td>第1時限</td></tr><tr><td>10:00まで</td><td>第3時限</td></tr><tr><td>12:00まで</td><td>第4時限</td></tr><tr><td>15:00まで</td><td>第6時限</td></tr></tbody></table> 2 連続時限で実施している授業については、途中時限からの授業開始は行わない。	時刻	時限	6:30まで	第1時限	10:00まで	第3時限	12:00まで	第4時限	15:00まで	第6時限
時刻	時限										
6:30まで	第1時限										
10:00まで	第3時限										
12:00まで	第4時限										
15:00まで	第6時限										

＜遠隔授業の取扱＞

交通機関の不通または暴風警報または気象等に関する特別警報の発令により休講となった場合、遠隔授業は次の通り取り扱う。

- (1) 遠隔授業の送信側キャンバスで休講が判断された場合は、全てのキャンバスで当該授業を休講とする。
- (2) いづれかの遠隔授業の受信側キャンバスで休講が判断された場合は、当該キャンバスのみ当該授業を休講とし、中継配信は行わない。なお、他の遠隔授業の受信側キャンバスでは通常通り授業を実施する。

一部修正：氏名記載書類の変更

1. 学籍上の氏名と住所等について <規程：学籍に関する規程第24条>

1.1 学籍上の氏名

国籍区分	学籍上の氏名	備考
日本国籍の学生	戸籍上の氏名	英文証明書等のアルファベット氏名の表記方法 RITSUKEI(姓) TARO(名) → RITSUKEI Taro
日本国籍を有しない 学生（外国人留学生）	住民票の写しまたは旅券（パスポート）に記載の あるアルファベット表記の氏名	氏名の表記方法 RITSUKEI(ファミリー・ネーム) SAIONJI(ミドルネーム) TARO(ギブンネーム) → RITSUKEI Taro Saiouji
日本国籍を有しない 学生（外国人留学生を 除く特別永住者等）	住民票の写しに記載のある氏名または通称名	—

本学が交付する各種証明書等の氏名は、上記に基づいて取扱います。無断で学籍上の氏名を改めたり、通称名を用いることはできません。通称名の使用を希望する場合は、所属学部事務室に申し出てください。学部の教授会で審議の上、その使用を認める場合があります。

※通称名を使用する場合は、学籍簿および卒業証書・学位記の氏名については、通称名を記載したうえで上記に基づく氏名（本名）を併記します。なお、各種証明書、個人別時間割表、成績通知表等の書類は通称名しか記載しませんが、外国籍の学生（外国人留学生）の証明書については、旅券（パスポート）または住民票の写しのアルファベット氏名を記載します。

一部修正：後期卒業日

6. 卒業 <規程：学則第54条、学籍に関する規程第21条>

各学部の修業年限以上在学し、各学部で定める卒業に必要な単位を修得した場合に卒業となり、学士の称号が与えられます。卒業の時期は、前述の要件を満たすと、前期は秋分の日、後期は3月20日（薬学部薬学科は3月10日）となります（卒業式の日程は学年暦で確認してください）。

一部修正：休学事由の追加

8. 休学 <規程：学則第46条、学籍に関する規程第2~5条、学費等の納付に関する規程第10条>

8.2 休学の手続き等

①休学の申請書類

休学を願い出る場合は、所定の「休学願」（保証人連署）および継続して2ヶ月以上就学することができないことを証明する次のいずれかの書類を所属学部事務室に提出しなければなりません。

休学事由	休学願とあわせて必要な書類
病気	主治医の診断書
家庭の事情	理由書
経済的理由	理由書
勤務の都合	勤務先の証明書

海外渡航（私費による海外留学、海外インターンシップ、海外ボランティア、その他海外での学習・研究活動）	受け入れ先の機関・団体が発行する受入証明書
兵役	兵役証明書
その他	継続して 2 ヶ月以上就学することができないことを証明する書類

一部修正：外国人留学生の出願資格の変更

11. 転籍 <規程：学則第42条・49条、学籍に関する規程第8～9条、学費等の納付に関する規程、手数料規程>

11.1 転籍の要件等

転籍先学部での募集がある場合に限り、1回生または2回生終了時点で以下の出願資格を満たした上で、転籍の出願を行うことができます。出願後、所属学部事務室および転籍先の学部における選考の上、2回生または3回生の始めの転籍を許可することができます。なお、年度途中の転籍はできません。

出願資格等、詳細については毎年度12月頃(9月入学者は6月頃)に発行する「転籍要項」(所属学部事務室で配布)で必ず確認してください(転籍の募集がある学部・学科は年度によって変わる場合があります)。

【出願資格】

2回生に進級する時の転籍 (現1回生対象)	1回生終了時点で、1回生配当の外國語科目を全科目修得し、卒業要件に算入できる修得単位が30単位以上修得できる見込みの者
3回生に進級する時の転籍 (現2回生対象)	2回生終了時点で、1および2回生配当の外國語科目を全科目修得し、卒業要件に算入できる修得単位が60単位以上修得できる見込みの者

※上記以外の要件を定めている学部・学科がありますので、転籍要項で確認してください。

※外国人留学生の出願資格については別途の要件がありますので、転籍要項で確認してください。

※転籍は回生を下げて許可することはありません。ただし、理学部、情報理工学部、薬学部および生命科学部の3回生への転籍は、単位修得状況により2回生に許可することができます。